

4 指導体制

外国語指導助手（ALT）の任用・契約形態別人数と外国語の授業等における活用率

ALTの任用・契約形態別人数

校種／形態	JET プログラム	直接任用	労働者 派遣契約	請負契約	その他	合計
小学校 (小学校のみ)	2,043人 (217人)	1,741人 (810人)	981人 (505人)	1,653人 (1,001人)	1,317人 (1,064人)	7,735人 (3,597人)
中学校 (中学校のみ)	2,275人 (458人)	1,251人 (418人)	1,065人 (642人)	1,492人 (851人)	465人 (257人)	6,548人 (2,626人)
高等学校 (中学校等と兼務)	1,455人 (91人)	441人 (16人)	127人 (2人)	290人 (15人)	115人 (10人)	2,428人 (134人)
計 <small>※兼務を除く純人数</small>	3,906人 (31.0%)	2,543人 (20.2%)	1,722人 (13.6%)	2,781人 (22.0%)	1,661人 (13.2%)	12,613人

※平成25年度「英語教育実施状況調査の結果より(括弧外の数値は、小中高で重複あり)

ALTの活用率

各学校段階における外国語の総授業時数に占めるALTとティーム・ティーチングを行った授業時数の割合を示す。

	小学校5、6年生	中学校	高等学校
ALTの外国語の授業における活用率	56%	22%	9.4%

※小学校5、6年生及び中学校の結果は、「平成23年度教育課程の編成実施状況調査」の結果より(平成23年度計画)

※高等学校の結果は、「平成22年度教育課程の編成実施状況調査」の結果より(平成22年度計画)

ALTの活用人数の状況（1）

【中学校及び中等教育学校（前期課程）】

	中学校における ALT活用人数…(a)		(a)のうち、中学校のみにおける ALT活用人数	
(ア)JETプログラムによるALTの人数	2,275	人	458	人
(イ)自治体が独自に直接任用しているALTの人数	1,251	人	418	人
(ウ)派遣契約によるALTの人数	1,065	人	642	人
(エ)請負契約によるALTの人数	1,492	人	851	人
(オ)その他のALTの人数	465	人	257	人

注1 この調査における「ALT」とは、英語の授業などで、計画的・継続的に活用している外国人のことを指す。（英語以外の外国語を担当するALTは含まない）

注2 人数は、年間の契約人数の総数ではなく、調査基準日（平成25年12月2日）時点での人数。

注3 「自治体が独自に直接任用しているALT」とは、JETプログラム以外のALTで教育委員会が直接雇用契約を結んでいるALTのこと。

注4 「派遣契約によるALT」とは、派遣先（教育委員会）と派遣契約を結んだ派遣元（会社）により派遣されるALTのこと。

注5 「請負契約によるALT」とは、注文主（教育委員会）と請負契約を結んだ請負業者（会社）により派遣されるALTのこと。

注6 「その他のALT」とは、地域人材のネイティブ・スピーカーなどが含まれる。

注7 「中学校におけるALT活用人数…(a)」とは、小学校等と兼務している人数を含む。同一ALTが複数の中学校で活用されている場合は、1名とカウントする。

出典：「英語教育実施状況調査」(H25年)

ALTの活用人数の状況(2)

【高等学校及び中等教育学校（後期課程）】

	高等学校における ALT活用人数…(a)		(a)のうち、中学校等と 兼務するALT活用人数	
(ア)JETプログラムによるALTの人数	1,455	人	91	人
(イ)自治体が独自に直接任用しているALTの人数	441	人	16	人
(ウ)派遣契約によるALTの人数	127	人	2	人
(エ)請負契約によるALTの人数	290	人	15	人
(オ)その他のALTの人数	115	人	10	人

注1 この調査における「ALT」とは、英語の授業などで、計画的・継続的に活用している外国人のことを指す。（英語以外の外国語を担当するALTは含まない）

注2 人数は、年間の契約人数の総数ではなく、調査基準日（平成25年12月2日）時点での人数。

注3 「自治体が独自に直接任用しているALT」とは、JETプログラム以外のALTで教育委員会が直接雇用契約を結んでいるALTのこと。

注4 「派遣契約によるALT」とは、派遣先（教育委員会）と派遣契約を結んだ派遣元（会社）により派遣されるALTのこと。

注5 「請負契約によるALT」とは、注文主（教育委員会）と請負契約を結んだ請負業者（会社）により派遣されるALTのこと。

注6 「その他のALT」とは、地域人材のネイティブ・スピーカーなどが含まれる。

注7 「高等学校におけるALT活用人数…(a)」とは、中学校等と兼務している人数も含む。同一ALTが複数の高等学校で活用されている場合は、1名とカウントする。

出典：「英語教育実施状況調査」(H25年)

JETプログラムコーディネーターの配置

背景

学習指導要領では、外国語の授業において、児童生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て、チーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、児童生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深めるようにすること等、指導体制等の工夫が求められている。

また、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」では、平成30年度から段階的に小学校における英語教育の開始時期の早期化、教科化、授業時数増等を実施する方向で検討しており、開始時期の早期化や授業時数増に伴い、外国語指導助手（ALT）が教員を補助する授業コマ数も増加する予定

<従来(平成25年度まで)>

◎JETプログラム

外国語教育の充実と地域レベルの草の根の国際交流の進展を図り、諸外国との相互理解を増進するとともに、わが国の国際化の促進に資することを目的とし、語学指導等を行う外国青年を招致。

<平成25年度実招致人数:4,372人>

<課題1>JET招致人数の伸び悩みの一因

JET青年に対する生活面でのサポート体制構築が必ずしも十分ではない

<課題2>教育現場でのJET-ALTの課題

学校側との円滑なコミュニケーションが必ずしも十分でなく、JET-ALTの能力が最大限には発揮されていない

<改正(平成26年度から)>

【JETプログラムに必要な経費について、引き続き、地方財政措置】

【JETプログラムコーディネーターの配置(新規)】

JET-ALTの地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援するための人材であるコーディネーターの活用に必要な経費について、地方交付税措置

JETコーディネーターについての考え方

- ・1週あたり20時間の職員を、おおむねJET青年10名あたり1名程度配置することが可能な規模を措置(全国計450名程度)。
- ・コーディネーターの主な業務内容は、JET青年の地域における生活や、日本人教師とのコミュニケーションの円滑化、教育現場における能力発揮、地域活動への積極的参加を始めとする地域レベルでの草の根の国際交流を支援。
- ・平成26年度は、都道府県(出先機関等を含む)に配置されたコーディネーターが、都道府県内のJET青年(都道府県招致+市町村招致)を担当することを想定。

JETプログラムについて(JET:The Japan Exchange and Teaching)

JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)では、平成25年度までで計5万8千人の外国人が、外国語指導助手(ALT)、国際交流員(CIR)やスポーツ国際交流員(SEA)として職務に従事。我が国の「内なる国際化」の進展に寄与。

- ・1987年に開始された、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び(財)自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下に、外国人青年を招致する事業。
- ・各地で、外国語指導助手(ALT)、国際交流員(CIR)、スポーツ国際交流員(SEA)として活躍。
- ・外国語教育の充実、地域レベルの国際交流、地域の国際化等に貢献。



・実績:平成25年までに、参加した国は63ヶ国、招致者数は累計5万8千人。

平成25年度は合計4,372名を招致(うち、新規招致者数は1,661名)。

米国2,359名(新規884名)、カナダ484名(新規182名)、英国388名(新規143名)、豪州300名(新規132名)、ニュージーランド255名(新規98名)

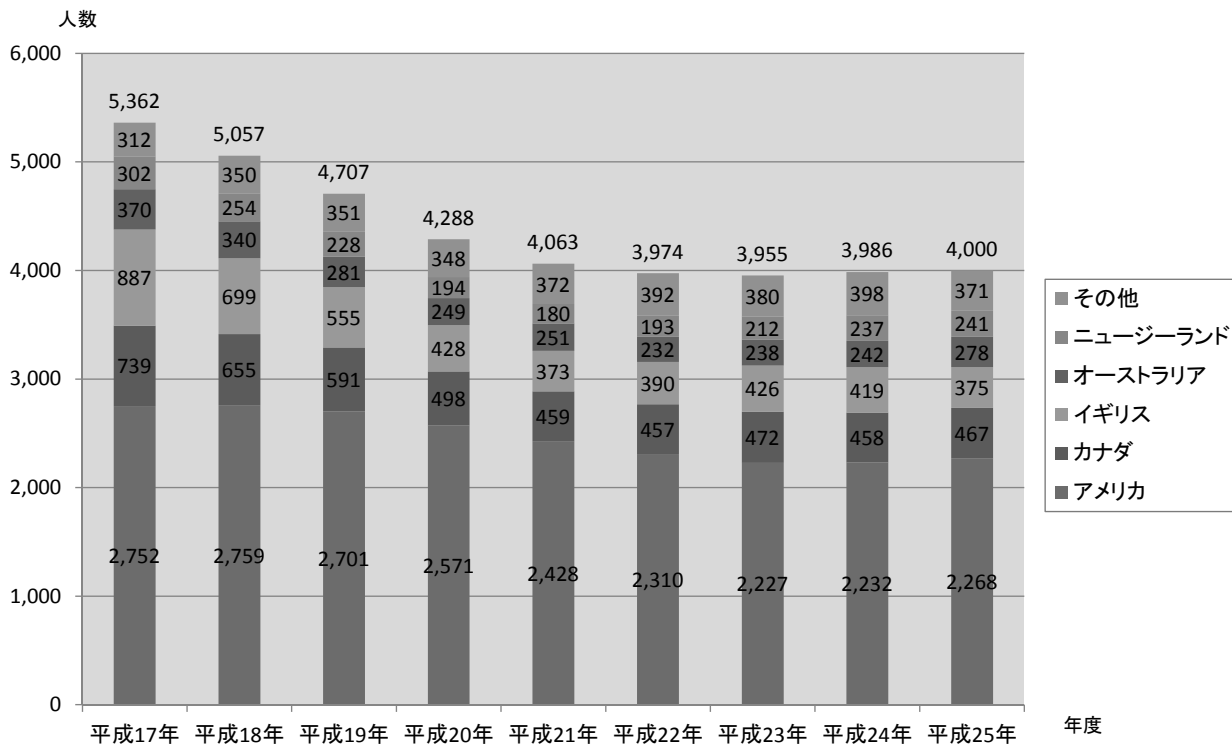
・JETAA(JET経験者の同窓会組織):17ヶ国に52支部、会員数約2万5千人。

我が国と母国との友好関係促進のために、地元で日本や日本文化について紹介したり、日本語教室などを開催したりするほか、JETプログラムの新規参加者への出発前の情報提供、帰国後の就職支援など多彩な活動を行っている。

(平成25年7月1日現在) ※括弧内は前年比

区分	新規招致者	昨年度からの継続	計
外国語指導助手(ALT)	1,500人	2,500人	4,000人(+14)
国際交流員(CIR)	154人	207人	361人(-4)
スポーツ国際交流員(SEA)	7人	4人	11人(+2)
計	1,661人(+125)	2,711人(-113)	4,372人(+12)

JETプログラム参加者数、出身国



外国人教員や海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人教員の採用状況

()内は前年度数値

	中学校及び中等教育学校 (前期課程)		高等学校及び中等教育学校 (後期課程)	
	人数	(前年度)	人数	(前年度)
外国人教員数…(a)	8 人	(7人)	9 人	(13人)
外国人非常勤講師数…(b)	9 人	(17人)	10 人	(3人)
外国人特別非常勤講師数…(c)	324 人	(---)	585 人	(---)
海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人英語教員数…(d)	1,062 人	(1,590人)	1,219 人	(1,496人)
合計人数	1,407 人	(1,614人)	1,832 人	(1,512人)

- 注1 「外国人教員」とは、日本の教員免許を所有し、調査基準日(平成25年12月2日)時点において英語の授業を担当している者の内、当該指導言語のネイティブ・スピーカー等の日本国籍を有しない者を指す。非常勤講師は含まない。
- 注2 本設問において「外国人非常勤講師」とは、日本の教員免許を所有し、調査基準日(平成25年12月2日)時点において英語の授業を担当している者の内、当該指導言語のネイティブ・スピーカー等の日本国籍を有しない者で、非常勤講師として勤務している者を指す。
- 注3 本設問において「外国人特別非常勤講師」とは、日本の教員免許を所有しない者で、調査基準日(平成25年12月2日)時点において英語の授業を担当している者の内、当該指導言語のネイティブ・スピーカー等の日本国籍を有しない者で、特別非常勤講師として勤務している者を指す。
- 注4 「海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人英語教員」とは、調査基準日(平成25年12月2日)時点において中学校で英語の授業を担当している者(管理職も含む)の内、複数年以上にわたる長期の留学や勤務の在留経験などがあり、ネイティブ・スピーカーと同程度の高度な英語運用能力(目安として、少なくとも英検では1級、TOEFLのiBTでは110点以上、TOEICでは945点以上)を有する者を指す。非常勤講師を除く。

外国人教員の登用について

	根拠法令	教授	手続	件数	
①外国において授与された免許状を有する者等の特例に基づく相当免許状の授与(※1)	教育職員免許法第18条	教科の領域全て	都道府県教育委員会による教育職員検定(※3)	163件	(英語、平成19年～24年合計)
②特別免許状の授与(※2)	教育職員免許法第4条、第5条			34件	
③特別非常勤講師の届出	教育職員免許法第3条の2	教科の領域の一部に係る事項	任命・雇用する者による都道府県教育委員会への届出	3,176件 (平成23年度、英語の領域、※外国人に限らない)	

※1 外国において授与された免許状を所有する者や外国の学校を卒業・修了した者については、教育職員検定に基づき、相当の免許状を授与することが可能となっている。

※2 任命・雇用する者の推薦に基づき、相当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者へ特別免許状を授与することが可能となっている。(授与を受けた都道府県内でのみ使用可能)

※3 教育職員検定は、受験者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者である都道府県教育委員会が行うこととなっており、手続の詳細は都道府県教育委員会規則等で定められている。(教育職員免許法第6条、第20条)

【参照条文：教育職員免許法】

(効力)

第九条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県(中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。)において効力を有する。

2 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

教員採用試験における実技試験の実施状況

◆中学校・高等学校教員採用試験においては、既に多くの都道府県で実技試験を実施している

中学校・高等学校

(単位:県市)

区分	理科	保健体育	音楽	美術	書道	英語	技術工業	家庭	農業	商業
平成22年度	中学校	14	65	64	59	1	63	37	46	-
	高等学校	7	52	42	35	16	53	13	30	8
平成23年度	中学校	14	66	66	62	1	64	38	47	-
	高等学校	8	53	40	36	21	51	12	32	10
平成24年度	中学校	15	65	63	61	1	63	36	47	-
	高等学校	8	51	40	40	22	50	11	28	12
平成25年度	中学校	15	67	65	63	1	65	38	48	-
	高等学校	8	51	38	39	19	53	11	33	12
平成26年度	中学校	15	68	68	64	1	66	39	48	-
	高等学校	8	53	39	39	23	55	13	31	11

(参考)小学校

(単位:県市)

区分	水泳	体育実技	音楽	図画工作	外国語活動
平成22年度	1次	16	12	6	2
	2次	39	43	43	7
	計	55	53	49	9
平成23年度	1次	16	12	6	2
	2次	40	44	44	8
	計	56	54	50	10
平成24年度	1次	14	10	4	2
	2次	37	42	41	5
	計	51	50	45	7
平成25年度	1次	12	10	5	3
	2次	34	43	40	5
	計	46	51	45	8
平成26年度	1次	13	10	6	3
	2次	33	41	39	3
	計	46	49	45	6

平成26年度教員採用選考試験における 実技試験の実施状況

○ 中学校・高等学校

中学校及び高等学校の受験者に対しては、英語、保健体育、音楽、美術等を中心に、中学校では全68県市(前年度全67県市)、高等学校では56県市(前年度55県市)で何らかの実技試験が実施されている。

英語(英会話)の実技試験は、中学校で66県市(前年度65県市)、高等学校で55県市(前年度53県市)が実施しており、一般英会話やリスニング、インタビューテスト等が行われ、第1次試験と第2次試験の両方で実施する県市もある。

出典:平成26年度教員採用等の改善に係る取組事例

試験免除及び特別選考の実施概要

平成26年度選考試験において、特定の資格や経歴等を持つことによる一般選考における一部試験免除や特別選考をしたのは全68県市であり、うち試験免除は49県市(前年度48県市)、特別選考は62県市(前年度61県市)で実施した。

特定の資格や経歴を持つことによる一部試験免除

○英語の資格によるもの……………17県市(前年度18県市)

(参考)

教職経歴によるもの……………35県市(前年度35県市)

前年度第1次試験(第2次試験)合格者であることによるもの
……………26県市(前年度21県市)

特別選考

○英語の資格によるもの……………16県市(前年度16県市)

(参考)

スポーツ・芸術での技能や実績によるもの……………34県市(前年度33県市)

社会人特別選考によるもの……………40県市(前年度39県市)

教職経歴によるもの……………36県市(前年度34県市)

出典:平成26年度教員採用等の改善に係る取組事例

(1)英語の資格による免除

(北海道)

対象となる校種・教科	中学校、高等学校、特別支援学校(中学部、高等部)の英語	新規・継続		継続				
		特別免許状の活用		無				
年齢制限	基本的年齢制限と同じ	満	中・特 ³⁹ 、 高 ⁴⁹	歳以下				
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・実用英語技能検定1級の合格者 ・TOEFL PBT580点(iBTの場合は、92点)以上取得者 ・TOEIC 860点以上取得者 							
資格要件の確認方法	当該実施団体の発行する資格証明書又は資格を証明できる書類の写し若しくは原本を出願時に提出(写しを提出した場合は第1次検査時に原本を確認)							
免除される試験科目	第1次検査～英語専門検査(Ⅰ) 第2次検査～英語実技検査							
免除された試験に代わり課される試験	なし							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成24年度受験者数(名)		57	60	2			119
	平成24年度採用者数(名)		11	28	2			41
	平成25年度受験者数(名)		64	75				139
	平成25年度採用者数(名)		16	27				43
	平成26年度受験者数(名)		13	25	1			39

(福島県)

対象となる校種・教科	中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部の英語	新規・継続		継続				
		特別免許状の活用		無				
年齢制限	基本的年齢制限と同じ	満	45	歳以下				
資格要件	実用英語技能検定1級、TOEFL iBT 96点以上(PBT590点以上でも可)、TOEIC 880点以上							
資格要件の確認方法	証明書の写しを出願時に提出させる。							
免除される試験科目	英語教科試験							
免除された試験に代わり課される試験	なし							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成24年度受験者数(名)		※	※	※			0
	平成24年度採用者数(名)		※	※	※			0
	平成25年度受験者数(名)		1	4	0			5
	平成25年度採用者数(名)		1	1	0			2
	平成26年度受験者数(名)		1	3	0			4

<英語の資格による免除>

(茨城県)

対象となる校種・教科	中学校教諭・高等学校教諭の英語	新規・継続		継続				
		特別免許状の活用		無				
年齢制限	基本的年齢制限と同じ	満	39	歳以下				
資格要件	一般選考の受験資格を満たした者で、①TOFEL600点以上(コンピュータ形式250点以上、インターネット形式100点以上)取得者、②TOEIC900点以上の取得者、③実用英語技能検定((財)日本英語検定協会)1級合格者のいずれかの資格を有する者。							
資格要件の確認方法	上記資格を証明する書類の写しを提出する。							
免除される試験科目	第1次試験のうち英語の専門教科試験及び口述試験(英会話)							
免除された試験に代わり課される試験	なし							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成24年度受験者数(名)		1	6				7
	平成24年度採用者数(名)		1	3				4
	平成25年度受験者数(名)		1	6				7
	平成25年度採用者数(名)		1	1				2
	平成26年度受験者数(名)		0	6				6

(千葉県)

対象となる校種・教科	中・高共通英語	新規・継続		継続				
		特別免許状の活用		無				
年齢制限	基本的年齢制限と同じ	満	40	歳以下				
資格要件	実用英語技能検定((財)日本英語検定協会)1級合格者、TOEFL590点(CBTの場合240点、iBTの場合95点)以上取得者、TOEIC860点以上取得者のうちいずれかに該当する者							
資格要件の確認方法	出願時に合格証書・公開テスト公式認定証の写し(コピー)を提出							
免除される試験科目	専門教科							
免除された試験に代わり課される試験	なし							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成24年度受験者数(名)		25					25
	平成24年度採用者数(名)		3	3				6
	平成25年度受験者数(名)		29					29
	平成25年度採用者数(名)		5	4				9
	平成26年度受験者数(名)		45					45

(1)英語の資格による特別選考

(青森県)

選考名称	社会人特別選考		新規・継続			継続			
対象となる校種・教科	高等学校 英語		特別免許状の活用			有			
募集人員	一般採用見込み数に含める		年齢制限			基本的年齢制限と同じ			
	(具体的に)					満	50	歳以下	
資格要件	一般選考の受験資格に加え、 ①出願時に民間企業等(私立学校教員や専門学校講師など教育に関連する事業等に従事する者を除く。)に、正職員として5年以上の勤務経験を有する者 ②出願時に実用英語技能検定試験1級、TOEIC860点以上、TOEFL PBT600点以上(CBT250点以上、iBT100点以上)のいずれかの資格等を有する者 ③免許状を有しない場合は、上記①、②に加え、5年間以上英語に関連する業務又は英語を使用する業務の実務経験を有すること								
資格要件の確認方法	実用英語技能検定試験合格証明書、TOEICやTOEFLのスコアシートの写しを提出								
選考方法・試験内容	第一次試験:個人面接 第二次試験:面接(模擬授業・個人面接)、適性検査、小論文、実技試験								
実施状況			小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成24年度受験者数(名)				0				0
	平成24年度採用者数(名)				0				0
	平成25年度受験者数(名)				1				1
	平成25年度採用者数(名)				0				0
					2				2

(栃木県)

選考名称	英語の資格により一部試験を免除した選考		新規・継続			継続			
対象となる校種・教科	中学校・高等学校の英語		特別免許状の活用			無			
募集人員	一般採用見込み数に含める		年齢制限			選択してください。			
	(具体的に)					満	44	歳以下	
資格要件	一般選考の受験資格を満たし、さらに、下記①～③のいずれかの資格を有する者。①TOEFL600点以上(CBT形式250点以上・iBT形式100点以上)取得者②TOEIC900点以上取得者③実用英語技能検定((財団)日本英語協会)1級合格者※①②については平成21年4月1日以降に資格を得た者(今年度実施試験の場合)								
資格要件の確認方法	証明する書類の写しを提出させ、書類選考を実施。								
選考方法・試験内容	対象となった者については、第1次試験の学力試験のうち英語の専門科目を免除し、一般教養と面接のみ行う。								
実施状況			小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成24年度受験者数(名)			1	12				13
	平成24年度採用者数(名)			0	3				3
	平成25年度受験者数(名)			3	6				9
	平成25年度採用者数(名)			1	4				5
				0	6				6

(群馬県)

選考名称	英語科教員特別選考試験		新規・継続		継続			
対象となる校種・教科	中学校及び高等学校の英語受験者		特別免許状の活用		無			
募集人員	一般採用見込み数に含める		年齢制限		基本的年齢制限と同じ			
	(具体的に)				満	39	歳以下	
資格要件	実用英語技能検定1級合格者、TOEFL PBT600点以上、CBT250点以上、iBT100点以上取得者又はTOEIC900点以上取得者(ただし、TOEFL及びTOEICについては平成23年7月以降に取得している人。)							
資格要件の確認方法	実用英語技能検定合格証の写し、TOEFL及びTOEIC得点証明書を提出							
選考方法・試験内容	「一般教養・教職に関する科目」のみ受験							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成24年度受験者数(名)		0	6				6
	平成24年度採用者数(名)		0	4				4
	平成25年度受験者数(名)		1	7				8
	平成25年度採用者数(名)		1	3				4
	平成26年度受験者数(名)		3	6				9

(埼玉県)

選考名称	英語に係る有資格者特別選考		新規・継続		継続			
対象となる校種・教科	高校・英語		特別免許状の活用		無			
募集人員	一般採用見込み数に含める		年齢制限		基本的年齢制限と同じ			
	(具体的に)				満	50	歳以下	
資格要件	実用英語技能検定((公財)日本英語検定協会)1級合格者、TOEFL(国際教育交換協議会)PBT600点以上、CBT250点以上、iBT100点以上、TOEIC(国際ビジネスコミュニケーション協会)895点以上取得者のいずれかに該当する者。ただし、平成16年度以降の埼玉県公立高等学校等教員採用選考試験における本特別選考を志願した者を除く。							
資格要件の確認方法	資格の写し							
選考方法・試験内容	第1次試験を免除							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成24年度受験者数(名)			22				22
	平成24年度採用者数(名)			11				11
	平成25年度受験者数(名)			30				30
	平成25年度採用者数(名)			21				21
	平成26年度受験者数(名)			37				37

英語担当教員の海外留学経験等の状況等(1)

【中学校及び中等教育学校(前期課程)】

1. 英語担当教員の海外留学経験等の状況

(人数)

該当教員数…(a)	(a)のうち、海外留学経験等のある教員数…(b)			
	～1ヶ月未満	1ヶ月以上～半年未満	半年以上～1年未満	1年以上～
30,813 人	4,722 人	4,192 人	2,881 人	2,605 人

- 注1) (a)「英語担当教員」とは、教員免許「外国語(英語)」を所有し、調査基準日(平成25年12月2日)時点において中学校で英語の授業を担当している者のことを指す。管理職も含む。非常勤講師は除く。
 注2) (b)「海外留学経験等」とは、海外にある学校や研修施設等へ通った実績を指す。高等学校卒業段階までに海外に在留し、現地にある学校へ通った経験を含む。

2. 英語担当教員の英語力の状況

(人数)

該当教員数…(a)	(a)の内、英語能力に関する外部試験を受験した経験のある英語担当教員数…(b)	(b)の内、英検準1級以上等を取得している教員数…(c)
30,813 人 (30,697人)	22,903 人 (23,148人)	8,607 人 (8,507人)
((a)に占める割合)→	74.3% (75.4%)	27.9% (27.7%)
	((b)に占める割合)→	37.6% (36.8%)

- 注1) (a)「英語担当教員」とは、教員免許「外国語(英語)」を所有し、調査基準日(平成25年12月2日)時点において中学校で英語の授業を担当している者のことを指す。管理職も含む。非常勤講師は除く。
 注2) 「英語能力に関する外部試験」とは、英検、TOEFL、TOEICを指す。
 注3) 「英検準1級以上等」とは、英検準1級以上以外にTOEFLのPBT550点以上、CBT213点以上、iBT80点以上またはTOEIC730点以上を指す。

出典:「英語教育実施状況調査」(H25年)

英語担当教員の海外留学経験等の状況等(2)

【高等学校及び中等教育学校(後期課程)】

1. 英語担当教員の海外留学経験等の状況

(人数)

該当教員数…(a)	(a)のうち、海外留学経験等のある英語担当教員数…(b)			
	～1ヶ月未満	1ヶ月以上～半年未満	半年以上～1年未満	1年以上～
23,368 人	2,944 人	2,559 人	2,487 人	2,248 人

- 注1) (a)「英語担当教員」とは、教員免許「外国語(英語)」を所有し、調査基準日(平成25年12月2日)時点において高等学校で英語の授業を担当している者のことを指す。管理職も含む。非常勤講師は除く。
 注2) (b)「海外留学経験等」とは、海外にある学校や研修施設等へ通った実績を指す。高等学校卒業段階までに海外に在留し、現地にある学校へ通った経験も含む。

2. 英語担当教員の英語力の状況

(人数)

該当教員数…(a)	(a)の内、英語能力に関する外部試験を受験した経験のある英語担当教員数…(b)	(b)の内、英検準1級以上等を取得している教員数…(c)
23,368 人 (23,810人)	17,651 人 (17,755人)	12,315 人 (12,455人)
((a)に占める割合)→	75.5% (74.6%)	52.7% (52.3%)
	((b)に占める割合)→	69.8% (70.1%)

- 注1) 「英語担当教員」とは、教員免許「外国語(英語)」を所有し、調査基準日(平成25年12月2日)時点において高等学校で英語の授業を担当している者のことを指す。管理職も含む。非常勤講師は除く。
 注2) 「英語能力に関する外部試験」とは、英検、TOEFL、TOEICを指す。
 注3) 「英検準1級以上等」とは、英検準1級以上以外にTOEFLのPBT550点以上、CBT213点以上、iBT80点以上またはTOEIC730点以上を指す。

出典:「英語教育実施状況調査」(H25年)

【都道府県別一覧】英語担当教員の英語力の状況

【中学校】

県市番号	都道府県市名	英語担当教員数…(a)	(a)の内、英語能力に関する外部試験を受験した経験のある教員数…(b)	(b)の内、英検準一級以上等を取っている教員数
1	北海道	1,368	886	374
2	青森県	420	269	78
3	岩手県	422	261	44
4	宮城県	625	466	146
5	秋田県	285	210	58
6	山形県	335	219	63
7	福島県	575	361	98
8	茨城県	711	634	149
9	栃木県	516	378	129
10	群馬県	500	390	130
11	埼玉県	1,422	1,028	343
12	千葉県	1,307	945	387
13	東京都	1,960	1,428	812
14	神奈川県	1,740	1,350	570
15	新潟県	709	544	181
16	富山県	276	248	131
17	石川県	305	284	119
18	福井県	236	211	101
19	山梨県	241	149	52
20	長野県	647	534	165
21	岐阜県	590	430	95
22	静岡県	860	684	241
23	愛知県	1,719	1,314	557
24	三重県	553	391	168
25	滋賀県	407	327	110
26	京都府	691	600	211
27	大阪府	2,242	1,572	585
28	兵庫県	1,379	1,001	408
29	奈良県	363	257	105
30	和歌山県	290	194	66
31	鳥取県	188	152	49
32	島根県	223	154	59
33	岡山県	551	397	126
34	広島県	621	485	238
35	山口県	392	291	126
36	徳島県	225	160	73
37	香川県	295	245	90
38	愛媛県	402	343	91
39	高知県	217	146	47
40	福岡県	1,093	786	278
41	佐賀県	269	188	70
42	長崎県	383	263	79
43	熊本県	482	335	120
44	大分県	346	257	99
45	宮崎県	390	329	110
46	鹿児島県	571	454	153
47	沖縄県	471	353	123

【出典】平成25年度「公立中学校・中等教育学校(前期課程)における英語教育実施状況調査」

※「英語担当教員の英語力の状況」については、教員に求められる英語力や指導力のなかで、客観的な指標の一つとして、調査を行ったものである。

※「英検準一級以上等」とは、英検準一級以上以外にTOEFL PBT550点以上、CBT213点以上、iBT80点以上またはTOEIC730点以上を指す。

【都道府県別一覧】英語担当教員の英語力の状況

【高等学校】

県市番号	都道府県市名	英語担当教員数…(a)	(a)の内、英語能力に関する外部試験を受験した経験のある教員数…(b)	(b)の内、英検準一級以上等を取っている教員数
1	北海道	1,105	763	494
2	青森県	292	225	122
3	岩手県	309	239	135
4	宮城県	476	330	203
5	秋田県	263	199	124
6	山形県	240	158	101
7	福島県	475	323	169
8	茨城県	630	556	390
9	栃木県	367	265	191
10	群馬県	451	364	284
11	埼玉県	1,195	756	515
12	千葉県	1,005	671	350
13	東京都	1,426	1,086	905
14	神奈川県	1,371	1,097	643
15	新潟県	548	436	316
16	富山県	222	203	168
17	石川県	271	251	193
18	福井県	170	148	123
19	山梨県	210	155	111
20	長野県	464	437	341
21	岐阜県	401	347	259
22	静岡県	674	481	376
23	愛知県	1,374	945	689
24	三重県	364	299	216
25	滋賀県	319	266	199
26	京都府	489	415	292
27	大阪府	1,473	967	644
28	兵庫県	1,197	980	682
29	奈良県	287	147	96
30	和歌山県	211	135	76
31	鳥取県	125	117	93
32	島根県	192	134	88
33	岡山県	359	266	190
34	広島県	501	403	329
35	山口県	293	227	185
36	徳島県	191	149	112
37	香川県	206	188	169
38	愛媛県	290	243	188
39	高知県	161	136	90
40	福岡県	778	541	356
41	佐賀県	190	162	105
42	長崎県	276	210	149
43	熊本県	327	266	160
44	大分県	253	191	134
45	宮崎県	209	191	139
46	鹿児島県	336	232	151
47	沖縄県	402	351	270

【出典】平成25年度「公立高等学校・中等教育学校(後期課程)における英語教育実施状況調査」

※「英語担当教員の英語力の状況」については、教員に求められる英語力や指導力のなかで、客観的な指標の一つとして、調査を行ったものである。

※「英検準一級以上等」とは、英検準一級以上以外にTOEFL PBT550点以上、CBT213点以上、iBT80点以上またはTOEIC730点以上を指す。

各都道府県教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局教職員課長
(公 印 省 略)

平成24年度教員免許状授与件数等調査及び
教員免許制度の適切な運用について（依頼）

平素より教員免許状に関する調査等については、御協力いただきありがとうございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づき、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則等に規定された各種免許状授与に係る全国的な実態を把握するため、別添1のとおり調査しますので、御協力をお願いします。

なお、臨時免許状の授与状況及び免許外教科担任状況については、都道府県別の状況を公表する予定ですので御承知おきください。

また、本年7月来、教育職員免許法違反事例が続けて発生しました。平成25年9月11日付事務連絡「「教員免許制度の概要」について（依頼）」においてもお知らせしていますが、教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、学校教育制度の根幹をなす重要な制度の一つです。

各都道府県教育委員会においては、広く学校関係者に対し教員免許制度についての理解を促すとともに、特別免許状や臨時免許状の取扱いについては、特に、下記の点に留意の上、適切に行うようお願いします。

記

1. 特別免許状について

特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状であり、①担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有し、②社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者に対し授与することができます。

教育委員会によっては、特別免許状に係る審査基準を具体的に定めていない場合や、審査基準を厳格に定めている場合があり、全国的に制度の利用が進んでいるとはいえない状況です（全国で39件（平成23年度））。

一方、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めることが喫緊の課題である中、小学校における英語教育の抜本的拡充をはじめ、小・中・高等学校を通じた外国語による教育活動の充実が必要とされています。このような中、文部科学省においては、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を策定するとともに、スーパーグローバルハイスクールの創設や、平成30年までに国際バカロレア認定校等を200校とする目標を掲げ、総合的に取組を進めています。

これらの取組の推進に当たっては、各学校において英語を母国語とする外国人やこれに準ずる者を教員として受け入れ、単独授業を含む教育活動全般に登用していくことが有効です。各都道府県教育委員会においては、英語についてはもちろんのこと、その他の教科についても、各学校が特別免許状制度を活用し活発に教育活動を行えるよう、同制度の趣旨や法令の基準に則り、適切に基準を定め、積極的に特別免許状の授与を行うようお願いします。

なお、現在、文部科学省においては、外国人等に対して特別免許状を授与する際の基準の考え方（ガイドライン）の検討を行っており、来年、各都道府県教育委員会に提示する予定です。ついては、この検討の参考とするため、別添2のとおり調査を行いますので、御協力をお願いします。

2. 臨時免許状及び免許外教科担任について

臨時免許状は、「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り」、授与することができる免許状です。臨時免許状が授与される背景には、各地域や学校の様々な事情があると考えますが、臨時免許状の授与については、厳に当該免許状の趣旨に則ったものに対して行うこととし、安易な授与は行わないようお願いします。

免許外教科担任についても、臨時免許状同様、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっていますので、当該趣旨に鑑み、安易な許可は行わないようお願いします。

また、現在、臨時免許状の授与を受けている者が、特別免許状の授与要件を満たす場合には、積極的に特別免許状を授与するようお願いします。

3. 教職員の所持免許状の積極的な情報提供について

学校教育法第43条等において、学校は教育活動その他の学校運営に関する情報を積極的に提供するものとされており、学校評価ガイドラインでは、提供する情報の一例として、「教職員の所持免許状の種類」が挙げられています。このことを踏まえ、各学校において、教員の所有免許状に関する情報が、児童生徒や保護者が閲覧可能な場所への掲示、帳簿の備付け、学校の広報資料やホームページにおける公開などを通じ、積極的に情報提供されるよう、周知をお願いします。

<参考>

【教員免許制度の概要】

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/__icsFiles/afieldfile/2013/09/06/1339300_1.pdf

【グローバル化に対応した英語教育改革実施計画】

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/12/1342458.htm

【学校評価ガイドライン】

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2012/07/12/1323515_2.pdf

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

教職員課教員免許企画室 免許係

Tel : 03-5253-4111 (内線 2453)

Fax : 03-6734-3742

23文科初第1334号
平成23年12月27日

各都道府県教育委員会教育長
殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長
山 中 伸 一

教員採用等の改善について（通知）

教員採用等については、貴教育委員会において、「教員採用等の改善について」（平成8年4月25日付け文教地第170号、教育助成局長通知）、「教員の養成と採用・研修との連携の円滑化について」（平成12年2月2日付け文教教第245号、教育助成局長通知）、「教員の採用等における不正な行為の防止について」（平成20年7月10日付け20文科初第495号、初等中等教育局長通知）、「平成21年度「教員採用等の改善に係る取組事例」の送付について」（平成20年12月24日付け20初教職第22号、教職員課長通知）等を踏まえ、教員としての適格性を有する人材や個性豊かで多様な人材を確保するための選考方法等の改善、採用選考における公平性・透明性の確保を図るための改善等に取り組まれていることと承知しております。

貴教育委員会におかれては、引き続き、下記の点を十分に留意し、教員採用等の改善を図られるようお願いいたします。

記

1. 人物重視の採用選考の実施等

- (1) 教員の採用選考に当たっては、単に知識の量の多い者や記憶力の良い者のみが合格しやすいものとならないよう配慮し、筆記試験だけではなく、面接試験や実技試験等の成績、社会経験、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動や大学等にお

ける諸活動の実績等を多面的な方法・尺度を用いて総合的かつ適切に評価することにより、より一層人物を重視した採用選考を実施し、真に教員としての適格性を有する人材の確保に努めること。

- (2) 豊かな体験や優れた知識・能力を有する多様な人材を確保するため、民間企業等での勤務経験や留学経験のある者、スポーツ・文化や青年海外協力隊等国际協力の分野において特に秀でた技能・実績を有する者等に対する採用選考の実施に努めること。

また、「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日閣議決定）や「科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）においても、理工系学部や大学院出身者の教員としての活躍を促進することが求められている。これらのことを踏まえ、各学校段階における教育内容等に応じ、理数系の知識・能力を十分に考慮した採用選考の実施に努めること。

なお、その際、受験年齢制限の緩和を図るとともに、特別免許状制度の積極的活用について検討すること。

- (3) 人物評価を多面的に行うため、受験者の出身大学や臨時的任用教員、非常勤講師等として勤務する学校の校長、社会活動の実績がある者について当該関係機関から推薦状を受けるなど、受験者の人柄や能力をよく知る者からの推薦を選考の一つの判断材料として活用することに引き続き努めること。

なお、教職経験者の採用選考に当たっては、臨時的任用教員について優先権を与えることがないように十分留意することなど、公平性、公正性、透明性の確保に引き続き努めること。

- (4) 人柄や意欲、教員としての実践的指導力を見極めるため、大学等教員養成機関や教育実習校との連携を密にし、教育実習の評価を客観的なものにするなどの条件整備を図りつつ、教育実習校における評価を含めた教育実習の評価を選考の一つの判断資料として活用することに努めること。

2. 専門性等を考慮した採用選考の実施

新学習指導要領の趣旨及び内容等を踏まえ、専門性等を考慮した採用選考の実施に努めること。特に以下の点に留意すること。

- (1) 新学習指導要領では、「外国語」について、中学校では授業時数の増加、高等学校では「授業は英語で行うことを基本とする」こと等の充実を図ったところである。

また、「国際共通語としての英語力の向上のための5つの提言と具体的施策」（平成23年6月30日、「外国語能力の向上に関する検討会」）においては、英語を母国語とする外国人教員や留学などの海外経験を積み高度な英語力を持つ日本人英語教員の採用の促進、英語教員の採用に当たり外部検定試験の一定以上のスコア（実

用英語技能検定準1級、TOEFL (iBT) 80点、TOEIC 730点程度以上など)の所持を条件とすること等が求められている。これらのことを踏まえ、英語によるコミュニケーション能力を十分に考慮した採用選考の実施に努めること。

(2) 平成23年度から小学校新学習指導要領が全面実施され、第5学年及び第6学年で外国語活動が必修化されたことから、小学校の教員の採用選考において外国語活動に係る内容を盛り込むなど、外国語活動に対応した採用選考の実施に努めること。

(3) 新学習指導要領では、ICTを適切かつ主体的に活用できるようにするための学習活動の充実や情報モラルの習得など各教科等を通じた情報教育の一層の充実を図ったところである。また、「教育の情報化ビジョン」(平成23年4月28日、文部科学省策定)においても、ICTを効果的に活用して、指導方法を発展・改善していくことを求めているとともに、教員の採用選考についても、ICT活用指導力を十分に考慮して行われることが期待されると記述している。これらのことを踏まえ、情報機器やデジタル教材を効果的に活用する指導が実施できるよう、ICT活用指導力を十分に考慮した採用選考の実施に努めること。

(4) 障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)が成立し、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないとされたこと等を踏まえ、特別支援学校はもとより、小・中学校等の教員の採用選考においても、特別支援教育の専門性に配慮した採用選考の実施に努めること。

3. 障害者の採用拡大等

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第81号)における衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会の附帯決議等を踏まえ、障害者の採用拡大に向けて、なお一層の取組を進めるよう必要な措置を講じること。特に法定雇用率を下回る教育委員会は、適切な実態把握と他の都道府県等の取組を参考に法定雇用率の改善に努めること。

また、教員の採用選考においては、障害を有する者を対象とした特別選考を行うなど、身体に障害のある者について、単に障害があることのみをもって不合理な取扱いがされることのないよう、選考方法上の工夫等適切な配慮を行うとともに、そうした配慮を実施することやその内容について広く教職を目指す者が了知できるよう広報周知に努めること。

4. 計画的な採用・人事

今後10年間に教員全体の約3分の1が退職する状況に鑑み、教員の年齢構成に配慮

し、中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を的確に分析・把握した計画的な教員採用・人事を行うよう努めること。その際、学校種別ごとに採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮するとともに、中長期的な採用見込み者数の見通しなどの情報提供に努めること。

5. 不正防止等

不正防止のチェック体制や透明性の確保を図る観点から、採用試験の管理体制の整備、学力試験問題等の公表及び採用選考基準の公表に努めること。

また、筆記試験の試験問題については、広く教員として求められる資質能力を見極めることが可能な良問を継続的に作成するよう努めること。

6. 選考後の実証的分析

選考後においては、各選考段階について手順や手法等の点検とともに、判定結果と採用後の勤務実績等の関係などの実証的な分析などを行い、その結果をもとに更に改善に努めること。

25初教職第28号

平成26年1月22日

各都道府県・指定都市教育委員会
教職員人事主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教職員課長

高 口 努

教員採用等の改善に係る取組について（通知）

このたび、平成26年度「教員採用等の改善に係る取組事例」を作成いたしましたので、参考まで送付します。

教員採用等については、貴教育委員会において、「教員採用等の改善について」（平成23年12月27日付け23文科初第1334号、初等中等教育局長通知）等を踏まえ、教員としての適格性を有する人材や個性豊かで多様な人材を確保するための選考方法等の改善、採用選考における公平性・透明性の確保を図るための改善等に取り組まれていることと承知しております。

貴教育委員会におかれては、引き続き、別紙内容を十分に留意し、教員採用等の改善を図られるようお願いします。

また、障害者雇用については、「障害者の採用拡大等について」（平成25年2月27日付け24初教職第22号、教職員課長通知）等を踏まえ、より一層の採用拡大に向けた取組を進められるようお願いします。

担当：初等中等教育局教職員課研修支援係

電話：03-5253-4111（内線2987）

1. 人物重視の採用選考の実施等

教員の採用選考に当たっては、単に知識の量の多い者や記憶力の良い者のみが合格しやすいものとならないよう配慮し、筆記試験だけではなく、面接試験や実技試験等の成績、社会経験、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動や大学等における諸活動の実績等を多面的な方法・尺度を用いて総合的かつ適切に評価することにより、より一層人物を重視した採用選考を実施し、真に教員としての適格性を有する人材の確保に努めてください。

2. 特別免許状の積極的活用

教員の採用選考に当たっては、豊かな体験や優れた知識・能力を有する多様な人材を確保するため、民間企業等での勤務経験や留学経験のある者、スポーツ・文化や青年海外協力隊等国際協力の分野において特に秀でた技能・実績を有する者等に対する採用選考の実施に努めてください。

なお、その際、受験年齢制限の緩和を図るとともに、特別免許状制度の積極的活用について検討してください。

3. 高度な英語力と指導法を身につけた教員の採用

初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実が必要とされています。このような中、文部科学省においては、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/12/1342458.htm)を公表し、新たな英語教育が本格展開できるように、本計画に基づき、平成26年度から体制整備等を逐次推進することとしています。

新たな英語教育の実現のためには、各学校における指導体制の強化が必要であり、そのためには採用選考を改善促進し、高度な英語力と指導法を身につけた教員を採用していくことが重要となります。また、英語を母国語とする外国人教員や留学などの海外経験を積み高度な英語力を持つ日本人英語教員の採用選考の促進、英語教員の採用選考に当たり外部検定試験の一定以上のスコア（英検準1級、TOEFL iBT 80点程度等以上など）の所持を条件とすること等が求められています。これらのことを踏まえ、採用選考の実施に努めてください。

4. 障害者の採用拡大等

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第165号）については、平成25年4月1日より施行され、都道府県等の教育委員会にあっては障害者雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられました。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）については、平成25年6月19日に公布、平成28年4月1日より施行（一部は平成30年4月1日より施行）され、障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務等が規定されています。

については、障害者の採用拡大に向けて、より一層の取組の推進をお願いします。また、教員の採用選考において、障害のある者が単に障害があることのみをもって不条理な取扱いがされることのないよう、試験の解答時間を延長、回答方法を工夫するなど、選考方法上の工夫等適切な配慮を行うとともに、それらの配慮を実施することや内容について、広く教職を目指す者が了知できるよう、広報周知に努めてください。

5. 基本的人権を尊重した採用選考の実施

教員の採用選考に当たっては、筆記試験、適性検査、面接、小論文等において、受験者の基本的人権を尊重した公正な採用選考が実施されるよう努めてください。

6. 採用における教員免許状の所有状況や有効性の確認

昨年7月来、失効した教員免許状を免許管理者に返納せず使用し教員に採用される事件が続けて発生しました。教員採用時には、教員免許状の原本等を確認するとともに、「返納が必要であるにもかかわらず返納されていない教員免許状一覧」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1342205.htm）を活用することなどにより、教員免許状が失効又は取上げ処分されたにもかかわらず、それを秘匿して採用されることの防止に努めてください。

また、免許状更新講習の受講・修了及び都道府県教育委員会への手続きを行っておらず、有効な免許状を所持していない者を教員として採用しないよう、教員採用時には、「更新講習修了確認証明書」等の提示を求めるなど、免許状更新講習の受講時期や免許状の有効性の確認を徹底していただくようお願いします。

教職に関する科目の修得方法

○教育職員免許法施行規則

第六条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	幼稚園教諭			小学校教諭			中学校教諭			高等学校教諭		
			専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	
最低修得単位数	第二欄	に教職に関する科目等	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	第三欄	する教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	6	4	6	6	4	6	6	4	6	
	第四欄	する教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法 道徳の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				22	22	14	12	12	4	6	
	第四欄	する教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 保育内容の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	18	18	12								
	第四欄	進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導の理論及び方法				4	4	4	4	4	4	4	
	第四欄	進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2	2								
	第五欄		教育実習	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3
	第六欄		教職実践演習	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

備考

- 四 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち六以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち二以上を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 五 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位以上を修得するものとする。

教員免許制度・教員養成の改善について

- 現在、学校教育の充実方策の一環として、幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校など、複数の学校種を通貫した教育や、小学校高学年における専科指導を全国的に進めていくことが期待されている。また、教員が、英語教育、道徳教育、特別支援教育、ICT活用、総合的な学習等、個別具体の教育課題への対応力を高めていくことも求められている。
- このような社会の要請を踏まえ、複数の学校種において指導を行うことができる教員や、専門性や実践性に優れた教員を十分に養成していく必要がある。このため、免許状授与の所要資格を得させる教職課程の枠組みや内容を、どのように見直していくことが適当か。
- また、教職課程において、複数の学校種において指導を行うことができるような履修を実現するため履修内容を圧縮する（単位数を削減する）ことが不可欠となる（特に小・中学校の場合）。このため、初任段階までを見据え、養成段階と現職段階で身に付けるべき事柄をどのように整理し、養成と研修が分担・連携・連動していくことが考えられるか。

1. 教員免許制度の改善

小中一貫教育、中高一貫教育等の多様な教育課程区分の設定や小学校の教科担任制など多様な教育体制に対応するため、教員免許制度をどう改善すべきか。

2. 教職課程の見直し

以下の観点から、教職課程をどう見直すべきか。

- (1) 高い専門性や実践性に優れた教員の養成
- (2) 複数の学校種において指導を行うことが可能となる履修の実現
- (3) 英語教育、道徳教育、特別支援教育、ICT活用、総合的な学習等、具体の教育課題への対応

3. 教職課程の質の向上

教職課程の質の向上のために、課程認定制度について見直すべき点はあるか。